

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事
佐竹
敬久

秋田県規則第二十六号

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則（平成七年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
別表超微粉砕機の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。